

## 議案第13号

北本市国民健康保険条例の一部改正について

北本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月20日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の出産に係る北本市国民健康保険条例第6条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。